第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十九条の十二第十四項第五号の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「、同令第十九条の十二第十四項第五号の改正規定」を削る。

附則第十七条中「新法」を「租税特別措置法」に、「第六号」を「第四号」に、「新規則第二十二条の七第五項」を「租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項」に改める。

附則第二十条中「新法」を「租税特別措置法」に、「第六号」を「第四号」に、「新規則第二十二条の六十九第五項」を「租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第五項第二号の改正規定（「及び」を「、生年月日及び」に改める部分に限る。）、同条第六項第二号の改正規定、同令第四十条の二の改正規定、同令第四十条の四の改正規定（同条第七項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改める部分、同条第十八項中「同項第六号イ」を「同項第六号イ(1)」に改める部分、同条第十七項中「第九十条の十二第一項第六号イ」を「第九十条の十二第一項第六号イ(1)」に改める部分、同条第十六項中「第九十条の十二第一項第六号イ」を「第九十条の十二第一項第六号イ(1)」に改める部分及び同項を同条第十七項とし、同項の前に一項を加える部分（同項の前に一項を加える部分に限る。）を除く。）、同令第四十条の五第一項の改正規定、同令第四十条の七（見出しを含む。）の改正規定、同令別表第十一(一)の改正規定（㈱を削る部分及び同表の備考２(6)に係る部分を除く。）及び同令別表第十一(二)の改正規定（㈱を削る部分及び同表の備考２(5)イに係る部分を除く。）並びに附則第十六条第一項の規定　令和三年五月一日

二　次に掲げる規定　令和四年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第九条の六の改正規定（同条第三項中「（法第二十五条の二第四項第一号に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削る部分及び「（同号」を「（法第二十五条の二第四項第一号」に改める部分並びに同条第五項に係る部分を除く。）、同令第十八条の十三の五第二項の改正規定、同令第十八条の十三の六第四項の改正規定（同項第二号に係る部分及び同項第四号中「第六項第四号及び第七項第三号」を「第四項第四号及び第五項第三号」に改める部分を除く。）、同条第七項の改正規定、同令第十八条の十五の三第二十一項の改正規定、同令第十八条の二十一の改正規定（同条第十九項に係る部分及び同条第二十二項に係る部分を除く。）、同令第十九条の十の二の改正規定、同令第十九条の十二第十五項第五号の改正規定、同令第十九条の十六の改正規定、同令第二十二条の十の四第二項の改正規定、同令第二十三条の二第四項の改正規定、同条第五項第一号の改正規定（「特定受贈者」の下に「（法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加える部分に限る。）、同条第九項の改正規定、同条第十項第二号イ(2)の改正規定、同令第二十三条の六の改正規定、同令第三十七条の四の九を同令第三十七条の四の十とし、同令第三十七条の四の八の次に一条を加える改正規定、同令別表第七(二)の改正規定並びに附則第八条の規定

ロ　第二条中租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）附則第三十五条（見出しを含む。）の改正規定

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第三号イの改正規定　令和四年四月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の四第十八項の改正規定（「同項第六号イ」を「同項第六号イ(1)」に改める部分に限る。）、同条第十七項の改正規定、同条第十六項の改正規定及び同項を同条第十七項とし、同項の前に一項を加える改正規定（同項第六号イ」を「同項第六号イ(1)」に改める部分に限る。）　令和四年五月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十五の十一第二項第九号の改正規定及び同令別表第七(三)の改正規定（同表の備考２(3)に係る部分を除く。）並びに附則第十七条第三項の規定　令和六年一月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三第五項第一号の改正規定、同令第十七条の二第一項第二十七号の改正規定（「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める部分に限る。）、同令第二十一条の十九第六項第一号の改正規定及び同令第二十二条の五第一項第二十七号の改正規定（「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める部分に限る。）　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第四号の六の改正規定、同項第四号の七の改正規定（「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める部分に限る。）及び同項第四号の八の改正規定　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条の三の改正規定、同令第二十一条の十九第二項第三号の改正規定、同令第二十二条の改正規定、同令第二十二条の二第四項の改正規定、同令第二十二条の三第三項第三号の改正規定、同令第二十二条の六十三の改正規定、同令第二十二条の六十五第三項第三号の改正規定及び同令第二十八条の改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第二十二条の十二の改正規定　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の二第四項の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の三の次に一条を加える改正規定　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（障害者等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の五第一項において準用する所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第十五号）による改正後の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号。以下この条において「新所得税法施行規則」という。）第七条第十項及び第十一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第二条の五第一項において準用する新所得税法施行規則第七条第八項又は第九項に規定する提出先金融機関の営業所等に対して行う新規則第二条の五第一項において準用する新所得税法施行規則第七条第七項第一号に規定する電磁的方法による新規則第二条の五第一項において準用する新所得税法施行規則第七条第八項又は第九項に規定する届出書に記載すべき事項及び新規則第二条の五第一項において準用する新所得税法施行規則第七条第八項に規定する書類の写しに記載されている事項の提供について適用する。

（財産形成非課税申込書等の提出の特例に関する経過措置）

第三条　新規則第三条の十六の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に行う同条第二項に規定する電磁的方法による同条第六項に規定する記載事項の提供について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新規則第五条の六第三項の規定は、個人が施行日以後に締結する租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第五条の三第十一項第二号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究について適用し、個人が施行日前に締結した改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の三第十項第二号に規定する契約又は協定に基づいて行われる同号に掲げる試験研究については、なお従前の例による。